

熊原第21-001号
令和3年1月18日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号
原子燃料工業株式会社
代表取締役社長 北川 健一

核燃料物質の加工施設に関する使用前検査申請書に係る変更の届出

令和元年11月7日付け熊原第19-035号をもって申請し、令和2年1月15日付け熊原第20-001号、令和2年4月6日付け熊原第20-009号及び令和2年8月28日付け熊原第20-018号をもって変更を届け出た核燃料物質の加工施設に関する使用前検査申請書について、記載事項の一部を変更したため、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の5第2項の規定に基づき、別記のとおり届出いたします。

別 記

1. 変更の内容

- (1) 令和元年11月7日付け熊原第19-035号をもって申請し、令和2年1月15日付け熊原第20-001号、令和2年4月6日付け熊原第20-009号及び令和2年8月28日付け熊原第20-018号をもって変更を届け出た申請書別紙の記載事項の「四、検査を受けようとする事項、期日及び場所」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

ロ. 期 日

令和元年12月から令和3年1月

(変更後)

ロ. 期 日

令和元年12月から令和3年10月

- (2) 令和元年11月7日付け熊原第19-035号をもって申請し、令和2年1月15日付け熊原第20-001号、令和2年4月6日付け熊原第20-009号及び令和2年8月28日付け熊原第20-018号をもって変更を届け出た申請書別紙の記載事項の「五、申請に係る加工施設の使用の開始の予定時期」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

令和3年2月

(変更後)

令和3年11月

- (3) 令和元年11月7日付け熊原第19-035号をもって申請し、令和2年1月15日付け熊原第20-001号、令和2年4月6日付け熊原第20-009号及び令和2年8月28日付け熊原第20-018号をもって変更を届け出た申請書別紙の記載事項の「別添1 工事工程表」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

添付1に示す。

(変更後)

添付2に示す。

2. 変更の理由

- ・ 期日及び加工施設の使用の開始の予定時期を変更する。
- ・ 使用前検査の実績を反映する。

以上

工事工程表(2/2) (注1)

認可番号等 令和5年度12 月2日付け 原簿第181202号	施設区分 可燃物貯蔵施設 液体燃物貯蔵施設 その他の加工施設	場所 第2加工棟 第2-1作業支援室 第2加工棟 第2-1作業支援室 第2加工棟 第2-1作業支援室	名称		令和2年度																								
			設備・機器名称	機器名	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
			試験開発燃料貯蔵設備	燃料保管槽No.2																									
			試験開発燃料貯蔵設備	燃料保管槽																									
			液体燃物貯蔵施設	気体燃物貯蔵設備No.1 系統皿(尚所排気系) 液体燃物貯蔵設備No.1 系統皿(尚所排気系)	部分撤去 部分撤去																								
			試験開発設備	粉末混合試験装置	撤去																								
			試験開発設備	粉末貯蔵部分装置	撤去																								
			試験開発設備	小型粉末混合試験装置	撤去																								
			試験開発設備	小型粉末貯蔵部分装置	撤去																								
			試験開発設備	試験設備フード	撤去																								
			試験開発設備	試験設備ベース	撤去																								
			第2加工棟 第2開発室 第2分 析室、第2原料管理室	所内通信設備(放送設備(久 び一分)) 火災感知設備(感知器) 非常用照明 緊急設備 緊急設備 消火設備	仮移設 仮移設 仮移設 仮移設 仮移設 仮移設																								
			屋外(第2加工棟西側)	消火設備	仮移設																								

注1 規制基準に基づき加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する加工設備が認可された後、順次、本使用前検査申請書の工事工程表を変更して届け出る。

【凡例】

- : 工事期間
- △ : 使用前検査(予定)
- ▽ : 使用前検査(実績)
- ▽ : 加工施設の性能検査

工事工程表 (2/2) (注1)

認可番号等 令和元年度12月2日付け 版継続発第 1912022号	施設区分 後継料物置の 貯蔵施設 放射線障害物 の廃棄施設 その他の加工 施設	場所 第2加工棟 第2-1作業支援 室 第2加工棟 第2-1作業支援 室 第2加工棟 第2-1作業支援 室	名称		令和2年度												令和3年度																	
			設備・機器名称 試験用汚染貯蔵設備	機器名 試験保管棚No.2	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月					
			試験用汚染貯蔵設備	試験保管棚No.2																														
			汚染貯蔵設備	試験保管棚																														
			気体検査設備No.1 系統 頭(局所排気系統)	フィルタユニット(取 扱用)																														
			気体検査設備No.1 系統 頭(局所排気系統)	ダクト																														
			試験用汚染貯蔵設備	粉末混合試験装置																														
			試験用汚染貯蔵設備	粉末貯蔵分装量																														
			試験用汚染貯蔵設備	小型粉末混合試験 装置																														
			試験用汚染貯蔵設備	小型粉末貯蔵分 装量																														
			試験用汚染貯蔵設備	試験設備フード																														
			試験用汚染貯蔵設備	試験設備ベース																														
			第2加工棟 第2研究室 第2 分析室、第2放射線管理室	所内通信連絡設備 (高圧設備)スプー 自動火災警報知設備 (警知器)																														
				緊急設備																														
				緊急設備																														
				消火設備																														
				屋外消火栓																														

【凡例】

- ▬ : 工事期間
- ▷ : 使用前検査(予定)
- ◁ : 使用前検査(実績)
- ▷◁ : 加工施設の性能検査

注1 規制基準に基づく加工専門家変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する加工認が認可された後、順次、本使用前検査申請書の工事工程表を変更して届け出る。